

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 石川県
農業委員会名： 能登町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農家・農地等の概要

| 農家数(戸) | | 農業者数(人) | | 経営数(経営) | |
|--------|-------|-------------------|-------|-----------|----|
| 総農家数 | 1,047 | 農業就業者数 | 1,163 | 認定農業者 | 64 |
| 自給の農家数 | 526 | 女性 | 504 | 基本構想水準到達者 | 0 |
| 販売農家数 | 524 | 40代以下 | 77 | 認定新規就農者 | 4 |
| 主業農家数 | 43 | ※ 農林業センサスに基づいて記入。 | | 農業参入法人 | 22 |
| 準主業農家数 | 65 | | | 集落営農経営 | |
| 副業的農家数 | 416 | | | 特定農業団体 | |
| | | | | 集落営農組織 | |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畑 | | | 計 |
|--------|-------|-------|-----|-----|-------|
| | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 1,230 | 631 | | | 1,860 |
| 経営耕地面積 | 799 | 354 | 312 | 42 | 1,153 |
| 遊休農地面積 | 103.2 | 132.3 | | | 235.5 |
| 農地台帳面積 | 2020 | 1812 | | | 3,832 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 7 月 19 日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 12 | 12 |
| 認定農業者 | | 6 |
| 認定農業者に準ずる者 | | 0 |
| 女性 | | 1 |
| 40代以下 | | 0 |
| 中立委員 | | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 23 | 22 | 23 |

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|---------------------------------------|-----------|--------|
| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
| | 1860ha | 796ha | 42.79% |
| 課 題 | 個人形態の認定農業者が高齢化しているため、新たな担い手の発掘が急務である。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | |
|------|--|
| 目 標 | 集積面積 860ha (うち新規集積面積 64ha) |
| | 目標設定の考え方:町で策定している「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」で、農用地の集積目標を令和5年までに80%に設定しているの、基準としている。 |
| 活動計画 | 町農林水産課と協力し、集落座談会や農業制度説明会で農地集積への理解を得てもらい、中間管理機構への貸し付けを促す。 不在地主等へ中間管理事業について周知し、利用につなげる。 |

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|-------------------|-------------------|
| 新規参入の状況 | 30年度新規参入者数 | 元年度新規参入者数 | 2年度新規参入者数 |
| | 3 経営体 | 2経営体 | 0経営体 |
| | 30年度新規参入者が取得した農地面積 | 元年度新規参入者が取得した農地面積 | 元年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 12.2ha | 0.9ha | 0.0ha |
| 課 題 | 農家の高齢化や後継者不足により、多くの地域において担い手の確保が困難になってきている。現在活躍している担い手においても高齢化しており、農地の集積面積の増につながらない。若い担い手の掘り起こしが必要である。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|--|--------|------|
| 参入目標数 | 1経営体 | 参入目標面積 | 1 ha |
| 活動計画 | 町農林水産課と協力し、集落座談会等で新規参入による補助制度や借入可能農地の情報提供等を行い、新規参入を促す。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| | | | |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
| | 2095.5ha | 235.5ha | 11.24% |
| 課 題 | 高齢化による離農や後継者不足、町外への転出者増により、農地を管理することが困難になっている。 | | |

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
 ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | | |
|---------|---|--|-----------|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 18 ha | | | |
| | 目標設定の考え方: 令和5年度までに、遊休農地面積を現状の2分の1程度にすることを目標とした。 | | | |
| 活 動 計 画 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| | | 22人 | 8月～10月 | 10月～11月 |
| | 調査方法 | 農地利用最適化推進委員が公図および航空写真を利用し、担当地区の農地の全筆を調査する。 | | |
| | 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査とりまとめ時期 | |
| | | 11月～12月 | 1月～2月 | |
| その他 | | | | |

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
 ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|----------------------------------|-----------|
| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 1860ha | 0ha |
| 課 題 | 農地の転用に、農地法の許可が必要であると認識している人が少ない。 | |

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
 ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋の収穫期以降に町広報紙を利用して周知する。 ・農業委員および推進委員が、集落座談会や農業制度説明会等で周知を図る。 |
|------|--|

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入